

訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
		種類	項目				
A2	1111 訪問型独自サービス 1 1	イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111 訪問型独自サービス 1 1日割		1176単位	日割の場合	39	1日につき	
A2	1211 訪問型独自サービス 1 2		(2) 1週に2回程度の場合	2,349	1月につき		
A2	2211 訪問型独自サービス 1 2日割			2349単位	日割の場合	77	1日につき
A2	1321 訪問型独自サービス 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき		
A2	2321 訪問型独自サービス 1 3日割			3727単位	日割の場合	123	1日につき
A2	2411 訪問型独自サービス 2 1	ロ	1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2	2511 訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179	179	
A2	2621 訪問型独自サービス 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	220	220	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163	163		
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割			日割の場合	1	-1	1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 1週に2回程度の場合	23	-23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割		日割の場合		1	-1	1日につき
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37	-37	1月につき	
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割			日割の場合	1	-1	1日につき
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ	1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3	-3	1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2	-2	
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	2	-2	
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2	-2		
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12	-12	1月につき
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1日割			日割の場合	1	-1	1日につき
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2			(2) 1週に2回程度の場合	23	-23	1月につき
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2日割		日割の場合		1	-1	1日につき
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37	-37	1月につき	
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3日割			日割の場合	1	-1	1日につき
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1	ロ	1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3	-3	1回につき
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2	-2	
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	2	-2	
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2	-2		
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者が同一建物を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算			
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%減算			
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%減算		1日につき	
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%減算		1回につき	
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%減算		1日につき	
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%減算		1回につき	
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%減算		1月につき	
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5%減算		1日につき	
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の5%減算		1回につき	
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ	初回加算	200	200	1月につき	
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200	
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ	口腔連携強化加算	50	50	1月1回限度	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ	介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	245/1000	1月につき	
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	224/1000		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	182/1000		
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	145/1000		
A2	6381 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の	221/1000		
A2	6382 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の	208/1000		
A2	6383 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の	200/1000		
A2	6384 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の	187/1000		
A2	6385 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の	184/1000		
A2	6386 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の	163/1000		
A2	6387 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の	163/1000		
A2	6388 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の	158/1000		
A2	6389 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の	142/1000		
A2	6390 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の	139/1000		
A2	6391 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の	121/1000		
A2	6392 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の	118/1000		
A2	6393 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の	100/1000		
A2	6394 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の	76/1000		

A3 橋本市訪問型サービスA（独自）サービスコード表  
 （訪問型サービスA：緩和した基準によるサービス）

令和7年4月1日

サービスコード	サービス内容略称	単位数	算定単位	給付率	1単位	算定概要・要件
A3 1001	訪問型サービスA 1割負担	201	1回につき	90%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。
A3 1002	訪問型サービスA 2割負担	201	1回につき	80%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。
A3 1003	訪問型サービスA 3割負担	201	1回につき	70%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。
A3 1004	訪問型サービスA 4割負担	201	1回につき	60%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。

通所型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
A6 1111	通所型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位	1,798	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス1 1日割		日割の場合		59単位	59	1日につき	
A6 1121	通所型独自サービス1 2		事業対象者・要支援2		3,621単位	3,621	1月につき	
A6 1122	通所型独自サービス1 2日割		日割の場合		119単位	119	1日につき	
A6 1113	通所型独自サービス2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		436単位	436	1回につき	
A6 1123	通所型独自サービス2 2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447単位	447		
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2			事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4	1回につき	
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2		事業対象者・要支援2		4単位減算	-4		
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2			事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4	1回につき	
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算2 2		事業対象者・要支援2		4単位減算	-4		
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%減算		1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%減算		1日につき	
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%減算		1回につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376%減算	-376	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2		12%減算	-752	
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算			(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位加算	150		
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ				(2)口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位加算	160		
A6 6310	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480		
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88単位加算	88	
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2		176単位加算	176	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72単位加算	72	
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2		144単位加算	144	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24単位加算	24	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2		48単位加算	48	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)			100単位加算	100	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算	200	
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)			20単位加算	20	1回につき
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)			5単位加算	5	
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 92/1000加算		

A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	改善加算	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000加算	
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (1)	所定単位数の 81/1000加算
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2	(二) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (2)		所定単位数の 76/1000加算	
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3	(三) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (3)		所定単位数の 79/1000加算	
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4	(四) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (4)		所定単位数の 74/1000加算	
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5	(五) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (5)		所定単位数の 65/1000加算	
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6	(六) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (6)		所定単位数の 63/1000加算	
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7	(七) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (7)		所定単位数の 56/1000加算	
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8	(八) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (8)		所定単位数の 69/1000加算	
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9	(九) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (9)		所定単位数の 54/1000加算	
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10	(十) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (10)		所定単位数の 45/1000加算	
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11	(十一) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (11)		所定単位数の 53/1000加算	
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12	(十二) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (12)		所定単位数の 43/1000加算	
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13	(十三) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (13)		所定単位数の 44/1000加算	
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14	(十四) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (14)		所定単位数の 33/1000加算	

定員超過の場合

A6	8001	通所型独自サービス 1 1・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス 1 1日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス 1 2・定超		事業対象者・要支援 2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス 1 2日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス 2 1・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき	
A6	8013	通所型独自サービス 2 2・定超			事業対象者・要支援 2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313	

看護・介護職員が欠員の場合

A6	9001	通所型独自サービス 1 1・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位	看護・介護職員 が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス 1 1日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス 1 2・人欠		事業対象者・要支援 2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス 1 2日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス 2 1・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき	
A6	9013	通所型独自サービス 2 2・人欠			事業対象者・要支援 2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313	

A7 橋本市通所型サービスA(独自) サービスコード表  
(通所型サービスA:緩和した基準によるサービス)

令和6年6月1日

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	単位数	算定単位	給付率	1単位	算定概要・要件	
A7	1001	通所型サービスA 1割負担	323	1回につき	90%	10円	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。	
A7	1002	リハビリテーション専門職配置加算 1割負担	30	1回につき	90%	10円	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。	
A7	1003	通所型サービスA 2割負担	323	1回につき	80%	10円	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。	
A7	1004	リハビリテーション専門職配置加算 2割負担	30	1回につき	80%	10円	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。	
A7	1005	通所型サービスA 3割負担	323	1回につき	70%	10円	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。	
A7	1006	リハビリテーション専門職配置加算 3割負担	30	1回につき	70%	10円	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。	
A7	1007	通所型サービスA 4割負担	323	1回につき	60%	10円	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。	
A7	1008	リハビリテーション専門職配置加算 4割負担	30	1回につき	60%	10円	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。	

